

## 第 9 期介護保険事業計画に基づく

### 地域密着型サービス等整備事業者施設整備事業者の公募について

第 9 期（令和 6 ～ 8 年度）介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス等整備の事業所を公募します。

#### 【公募理由】

令和 22 年には団塊ジュニアが 65 歳となり、本市の高齢化率は 30%を超えると予測されます。また、高齢者人口の増加に伴い、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる等の背景を踏まえ、介護を必要とするようになっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、中長期的な視点を踏まえて策定した第 9 期計画に基づき、地域密着型サービス等の施設整備を促すものです。

#### 【公募内容】

##### 整備事業 1

①地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型） ◆定員 最大 29 人

②短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ◆定員 最大 10 人

##### 整備事業 2

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ◆定員 最大 12 人

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ◆定員 最大 18 人

※整備事業 1 の①②、整備事業 2 の③④については、それぞれ同一敷地内で一体的に整備するものとします。

|        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 対象地域   | 市内全域                                                        |
| 整備年度   | 令和 7 年度                                                     |
| 開設時期   | 令和 8 年度内                                                    |
| 事前申込期間 | 令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 6 年 7 月 25 日（木）                        |
| 公募期間   | 令和 6 年 9 月 2 日（月）～令和 6 年 9 月 30 日（月）<br>午後 5 時 15 分まで（郵送不可） |
| 事業者の選定 | プレゼンテーションを実施し事業者を選定                                         |

#### 【今後のスケジュール（案）】

|               |                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年 6 月下旬  | 市ホームページに公募方針、要領等掲載                                                     |
| 7 月 1 日（月）    | 広報やす 7 月号に掲載                                                           |
| 7 月 25 日（木）   | 事前申込期限                                                                 |
| 8 月 20 日（火）   | 公募に係る質問受付締切り                                                           |
| 9 月 2 日（月）    | 公募申込書及び開設提案書受付                                                         |
| ～ 9 月 30 日（月） |                                                                        |
| 11 月上旬        | 野洲市介護保険運営協議会（地域密着サービス会議委員）及び<br>内部評価委員（庁内関係部局長）による業務提案（プレゼンテーション）審査・評価 |
| 令和 6 年 11 月中旬 | 選定業者の決定、結果通知及び公表                                                       |
| 令和 7 年度       | 施設整備の完了                                                                |
| 令和 8 年度       | 事業所開設                                                                  |

## 【事業者の選定について】

### (1) 選考基準

- ①施設整備・環境について（建物設備、立地等）
- ②施設経営について
- ③事業計画について（応募動機や理念、施設の運営方針など）
- ④職員体制（人員及び勤務体制の確保など）

### (2) 選定方法

- ①公募申込書類、野洲市介護保険運営協議会（地域密着運営サービス会議委員）及び内部評価委員（庁内関係部次長）の業務提案（プレゼンテーション）に基づいて、総合的に評価する審査を行います。
- ②審査は**選考基準**に基づき行います。
- ③ ①の審査の結果、評価が1番高い事業者を「選定候補事業者」として選定します。
- ④運営協議会委員を含む公募型プロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ、「選定事業者」を決定します。
- ⑤「選定事業者」がやむを得ない事情などから、事業の実施を中止した場合等には、選定事業者以外の上位の事業者を繰り上げる場合があります。

### (3) 選定事業者等の公表

選定事業者決定後決定した選定事業者名等と各応募案の評価結果（評価のみ）を公表します。ただし、選定事業者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報は公表しません。

### (4) その他

応募がなかった場合及び選定の結果、選考基準に満たないなどの理由により選定事業者が決定しなかった場合並びに選定事業者（下位順位者を繰り上げて選定事業者になった場合を含む。）がやむを得ない事情などから事業の実施を中止した場合等には公募内容を精査し再公募を行います。